

緊急
開催

今からでも間に合う

賃貸管理会社のための 消費増税への実務対応策

拝啓 時下ますますご健勝のほどお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、また支部活動に於きましてもご支援ご協力を頂きまして厚く御礼申し上げます。

当会は下記要領で「消費増税」対策実務セミナーを開催します。増税に伴い平成26年4月1日以降、必要な措置について、賃貸住宅管理会社における実務対応策を分かり易く解説します。開催いたしますのでご多忙の折りではあります、万障お繰り合わせの上ご出席を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

開催日：平成26年2月24日(月) 14:00～AM115:30 (受付：13:30)

会場：新大阪ワシントンホテルプラザ 2F

大阪市淀川区西中島5丁目5-15 TEL 06-6303-8111

セミナー講師：木村 浩之 氏 (弁護士、淀屋橋・山上合同所属)

国税庁に5年間勤務し法人課税・租税争訟・国際税務の実務を担当。

【チェック☑】消費増税、貴社はしっかり対応できますか？

- 平成25年10月1日以降に契約更新があった場合、経過措置(旧税率)は適用される？
- 賃料改定を借借人に事前通知し、賃料の入金があれば、改定に承諾したものとみなされる？
- オーナー向け賃料改定の通知書に、「管理委託料」を税率引上げ対象として記載している？
- 過去の駐車場利用料「遅滞分」を平成26年4月以降に集金した場合の適用税率は5%？8%？
- 工事費の税率制定基準は、契約締結日？引渡し日？請求日？



★当日限定で差し上げます★

特典1 増税対象が一目でわかる！

賃貸管理用 課税・非課税 判定表

特典2 これであんしん！

入居者&オーナー別消費税改定通知書

ひとつでもチェックが入らなかった方

このセミナーでズバツと解決！ 徹底的に解説します！

＜研修セミナー出欠届＞

出欠確認表		FAX: 06-6326-3968	
御社名			
御出欠	出席 ()	欠席 ()	○印をおつけ下さい
ご芳名			

※出欠届は2月20日(木)までにFAXにてのご回答をお願い致します。